



令和4年度 広域助成募集要項

社会福祉法人奈良県共同募金会

令和4年度 広域助成の申請については、次のとおり募集いたします。

(福)奈良県共同募金会(以下、「本会」という)が募集する広域助成につきましては、「助成年度、対象団体、対象とならない事業」は、全て共通事項となります。

| | |
|--------------|---|
| 助成年度 | 令和5年度に実施する事業が対象です。 (令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に行い、完了する事業) |
| 助成の対象団体 | <p>県内において、県域又は複数市町村域にて、地域福祉推進のための事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行っている①～③の要件を満たしている団体が対象です。</p> <p>①法人格の有無を問わず、団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えており、活動の実績、内容及び財務の状況を公開しているもの</p> <p>②1年以上活動実績があるもの。ただし、活動準備行為等を助成対象とする場合はこの限りではない。</p> <p>③共同募金運動の趣旨に理解、共感し、積極的に参画、推進するもの</p> |
| 助成の対象とならない事業 | <p>①当該事業が、営利活動や政治、宗教等の手段とみなされる事業</p> <p>②構成員の互助共済を主たる目的とする事業</p> <p>③事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業</p> <p>④社会福祉法人等が実施する公費による補助・委託事業又は介護保険等の公的な制度の中で運営される社会福祉事業</p> <p>⑤借入金の返済・負債整理の事業</p> <p>⑥土地の購入又は造成事業</p> <p>⑦助成決定前に購入又は着工した事業</p> <p>⑧法令上必要な許認可を受けていないもの</p> <p>⑨他団体又は下部組織への運営補助事業</p> <p>⑩機関誌・広報誌発行事業(会員、構成員以外にも有益な情報を提供するなど、公益性の高い情報発信を行う啓発事業の一環として発行する場合はこの限りではありません。ただし、様式1-2 機関誌・広報誌発行事業申請理由書を添付して申請する必要があります)</p> |



■広域助成の事業(活動)種別は次のとおりになります。

| | 事業経費助成 | 施設・設備・備品整備費助成 | 共同募金運動啓発助成 (車両整備助成) |
|---------|--|---|--|
| 対象事業・経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課題を的確に捉え、その課題解決に貢献する事業が対象です。 ・地域福祉、更生保護及びその他の社会福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業が対象です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・増改築・改修・修繕又は設備・備品を購入する事業が対象です。 ・「備品」とは単価10万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。ただし、法人格を有しない団体又は本会会長が認めた団体はこの限りではない。 ・建築工事の場合は、申請者が法人格を有することを条件とし、申請法人が所有する建物または相当期間と認められる貸借契約により民間から借用する建物に限る。 ・任意団体が設備及び備品を整備する場合は、原則として当該物品代金を助成対象とするが、設置経費等がかかる場合は物品代金の概ね30%を対象経費に含むことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動・福祉サービス提供に直接的に日々使用する自動車(原則として新車)を購入する事業が対象です。 ・原則として次のタイプの車両で、車両本体経費のほか、使用目的に必要な装備等の改造経費・付属品等及び受配表示経費を助成対象とする。 ・福祉車両(車椅子対応・ストレッチャー対応など障害者向けの装備があるもの) ・ワゴン車(乗車定員7人以上10人以下のもの) ・バス(乗車定員11人以上のもの) ・貨物車(トラック・バンタイプ車両) ・その他(特別装備はないが、利用者の処遇改善に特に必要と認められる車両) <p>※この助成事業のみ特別な理由がある場合は、単一市町村域で事業を行っている団体・法人でも申請できる。</p> |
| | 対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の組織運営及び管理事務に係る経費(報酬がある役員又は職員に対する人件費や謝金、旅費等、組織内での月々の電話・コピー機等の使用料) ・全国大会や研修会等に参加するための経費 ・飲食経費(会議でのお弁当やお茶、講師等へのお土産代等。生活支援としての食事提供等はこの限りでない。) | / |

| | 事業経費助成 | 施設・設備・備品整備費助成 | 共同募金運動啓発助成 (車両整備助成) |
|-----------|---|--|---|
| 助成限度額・助成率 | <ul style="list-style-type: none"> ・助成限度額は1申請者あたり50万円。 ・助成率は助成対象経費(消費税含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)。 <p>ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※県内で行われる全国大会、近畿ブロック大会等については、助成要領 第4-1-(5)をご確認ください。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・助成限度額は1申請者あたり150万円。 ・助成率は助成対象経費(消費税含む)の4分の3以内(千円未満切り捨て)。 <p>ただし、他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて算出します。</p> | |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な備品等の購入経費を計上する場合は、事業に係る経費の2分の1以内とする。 ・講演会、研修会など、毎年定例的に開催するものについては、解決しようとしている地域福祉課題を的確に捉え、実施後に具体的な効果が見込めるものに限り、助成対象とする。 ・同一事業の同一内容での助成は連続3年までとする。(令和元年度より適用)。特別な理由により本会が認めた場合はこの限りではない。<u>ただし、様式1-3 同一事業同一内容継続申請理由書を添付して申請すること。</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請に際しては申請者自身が事業の目的や目標を具体的に示すこと。 ・助成決定を受けた年度の翌年度は、同種別への助成申請はできない。ただし、同一申請者が複数の施設等を経営している場合は、助成対象となった施設等以外の施設等に係る事業であれば翌年度も申請できることとする。 ・様式1-4 現有備品・車両等一覧表を添付して申請すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者自身が事業の目的や目標を具体的に示すこと。 ・同一申請者が同一年度に他の助成申請をしている場合は、審査時にそれを考慮する。 ・所定の現有備品・車両等一覧表を添付して申請すること。 |

■申請方法等については、下記をご確認ください。(全ての助成事業での共通事項です)

| | |
|-------------------|--|
| 募集期間及び申請方法 | <p>助成を受けようとする申請者は、令和4年7月29日(金)から同年10月14日(金)までの間に、助成申請書【様式1-1】をメールにて、その他関係書類は郵送にて本会に提出してください。</p> <p>※助成申請書等は、本会のホームページよりダウンロードできます。 http://nara-akaihane.com/ 「助成をうけたい」→「様式ダウンロード」</p> |
| 助成審査・決定及び交付 | <p>○令和5年3月開催予定の配分委員会において、申請内容について審査基準を基に審査を行い、理事会及び評議員会にて決定します。</p> <p>※審査は「書面」で行うほか、必要に応じて「ヒアリング」や「現地調査」を行います。</p> <p>○助成が決定した団体等には、助成決定通知書を交付します。</p> |
| 助成事業の完了報告及び助成金の精算 | <p>○助成金の交付を受けた団体等は、事業完了後1ヵ月以内に助成事業完了報告書【様式3】及び助成金交付請求書【様式4】に関係書類を添付して、本会に提出してください。</p> <p>○本会は、助成事業完了報告書の内容を審査し、適正と認めたときは助成金の全部若しくは一部を、助成金交付請求書に基づき助成します。</p> |
| 助成事業の受配表示 | <p>助成を受けた団体等は、地域住民に対し、赤い羽根共同募金の助成による事業であることを必ず明示していただきます。</p> <p>○周知啓発資料等への受配表示掲載、購入物品にステッカー貼付等をしてください。</p> <p>○助成を受けた団体等が発行している機関誌や、ホームページに受配内容の掲示等をしてください。</p> <p>○理事会・総会等にて受配内容について報告をしてください。</p> |
| 助成の取消及び助成金の返還 | <p>次のいずれかに該当した場合、助成金の全部又は一部の決定を取消又は返還となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○偽りその他不正な手段によって助成の決定又は助成金を受けた場合 ○事業を中止した場合及び事業を遂行する見込がなくなると認められる場合 ○助成金を指定された用途以外に使用した場合 ○助成事業に関する本会の監査を拒み、又は監査に基づく指示に従わない場合 ○助成により取得した物件を管理期間内に本会の承認を受けることなく処分した場合 ○その他法令等に抵触するなど、助成を受ける団体の適格性を著しく欠く場合 |
| 申請・問合せ先 | <p>社会福祉法人 奈良県共同募金会</p> <p>〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内</p> <p>TEL:0744-29-0173 FAX:0744-29-0174 E-mail:info@nara-akaihane.com</p> |
| 申請される方へのお願い | <p>共同募金の助成金は、自分の住む地域を良くしようという県民の皆様の善意による寄付金が財源となっています。</p> <p>皆様の様々な福祉活動に対し、地域の方々が共感され、共同募金運動にご協力いただくという循環で共同募金運動が展開されることが重要です。</p> <p>共同募金の助成を受けて行われる福祉活動について地域の皆様にご理解をいただくことが必要であるとともに、助成を受けた団体自らも募金活動へのご協力いただきたいと思います。</p> <p>どうぞご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p> |

■募集、助成については、ここに記載のほか「助成要綱」「助成要領」「審査基準」をご参照願います。